

自治体の パーソナルデータ利活用の手法 と現状・課題

2020年2月 初版
2022年12月 改訂
弁護士 水町雅子

講師略歴

弁護士 水町雅子 (みずまちまさこ)

<http://www.miyauchi-law.com>

メール→osg@miyauchi-law.com

◆ 東京大学教養学部関連社会科学卒業

◆ 現、みずほ情報総研入社

ITシステム設計・開発・運用、事業企画等業務に従事

◆ 東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻（法科大学院）修了

◆ 司法試験合格、法曹資格取得、第二東京弁護士会に弁護士登録

◆ 西村あさひ法律事務所

◆ 内閣官房社会保障改革担当室参事官補佐

マイナンバー制度立案（特にマイナンバー法立法作業、情報保護評価立案）に従事

◆ 現、個人情報保護委員会上席政策調査員（当時、特定個人情報保護委員会）

マイナンバー制度における個人情報保護業務（特にガイドライン、特定情報保護評価）に従事

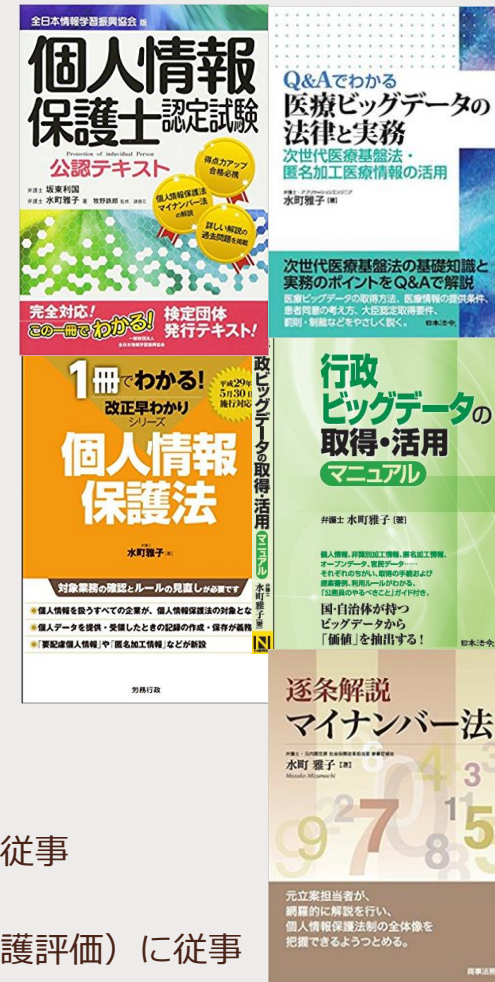
◆ 首相官邸IT総合戦略本部「パーソナルデータに関する検討会」参考人

個人情報保護改正検討

◆ 宮内・水町IT法律事務所（旧、五番町法律事務所）共同設立、現在にいたる

その他、東京都都政改革アドバイザリー会議委員や、地方公共団体の情報公開・個人情報保護審査会委員、特定個人情報保護評価第三者点検員等を務める。

著書・論文・講演・メディア出演・コメント等多数。



考えられる疑問・悩み

個人情報自治体が活用できるのか

- ・ 個人情報保護条例や個人情報保護法上可能か
 - ・ 市民の理解を得られるか
- ・ 審議会で了解を得られるのか
- ・ 庁内全体の理解を得られるか

スマートシティ・データ活用といっても、何をやればいいのか

- ・ どんな効果があるのか
 - ・ 何ができるのか
 - ・ 課題は何か

仮名加工情報・匿名加工情報やオープンデータへの取組みは本当に可能なのか

- ・ プライバシー権侵害の危険はないか
- ・ 個人情報保護の観点から問題はないか
 - ・ 自治体側のリスクが高くないか
 - ・ 自治体のメリットがないのでは

パーソナルデータ利活用の 考え方

- 個人情報/パーソナルデータの利活用は、リスクレベルが高いものから低いものまでさまざま。一絡げに、「難しい」「無理」ということはできない。
- 市民・審議会の理解を得られるかどうかは、必要性・効果と、リスク低減を十分説明できるかどうか重要。庁内の理解を得るためには、条例/個人情報保護法上の整理、実務上の課題解決などが重要か。
- **課題解決志向型**
 - 自分の自治体の抱える課題は何かをまず考える
 - その課題はどうなるのが理想か
 - As Is（現状）とTo be（理想）をまず考える
 - 理想実現のためには、どのようなデータを使ってどう処理できれば良いのかを検討する
- **他事例参考型**
 - 「スマートシティ」「オープンデータ」「データ利活用」という政策実現を求められることも
 - 他自治体事例を参考に、自分の自治体に役立ち、かつリスクレベルも低く、実現可能性が高いものに取り組むと良い
 - 総務省「地方公共団体におけるデータ利活用ガイドブックVer.2.0」
https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictriyou/bigdata.html
 - 国土交通省スマートシティモデル事業
https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi07_hh_000139.html

データ利活用の背景

個人情報の保護と利活用、時代の背景を感じる

データ活用戦略・トレンド

官民でデータを活用しようという政策・技術トレンドが百花繚乱

官民データ活用推進基本法		医療ビッグデータ法		デジタルファースト法	
マイナンバー法改正		オープンデータ/非識別加工情報（行政ビッグデータ）			
匿名加工情報（個人情報保護法改正、ビッグデータ対応）				デジタルガバメント	
ワンストップ（子育て・相続・引越）				ワンズオンリー	
AI（著作権法改正、機械学習の促進）				ペーパーレス	
全国保健医療情報ネットワーク		医療等ID		EHR	PHR
ブロックチェーン		IoT	クラウド	ドローン	ロボット
マイナンバーカード		キャッシュレス		JPKI	自動運転
EBPM	RPA	Society5.0		DPIA	8K

データ利活用政策の加速化

データ利活用の流れは民間だけではなく、**行政にも**押し寄せて、
さらに**官民双方で連携**していく方向へも
新法・法改正が毎年のように行われている現状

平成25年	マイナンバー法 （官・民）
平成27年	個人情報保護法が改正（民） ・ 匿名加工情報の導入 データ活用を促進するための仕組み
平成28年	官民データ活用推進基本法 （官・民） データ活用を促進するための法律 ・ 官民データ活用推進計画の策定義務・努力義務 行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法が改正（官・民） ・ 非識別加工情報の導入 官データを民間提供するための仕組み
平成29年	次世代医療基盤法 （医療ビッグデータ法）（官・民） ・ 匿名加工医療情報の導入 医療データ活用を促進するための仕組み
平成30年	生産性向上特別措置法・産業競争力強化法等の一部を改正する法律（民） ・ 公的データ提供要請制度 （産業における競争力強化や社会課題解決に向けた利活用を促進するため、一定のデータの安全管理（セキュリティ）の確認を受けた上で、国の機関、独立行政法人等の保有するデータの提供を要請できる手続） 官データを民間提供するための仕組み

データ利活用政策の加速化

法改正の予定は、今後も続く見込み

平成 31 年	デジタル手続法＝デジタルファースト法（官・民） ・ 行政手続のデジタル化、デジタルガバメント 利便性向上・データ化へ移行
令和 元年	公正取引委員会が、「 デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用 」に関する独占禁止法上の考え方」を公表（民）
令和 2 年	デジタルプラットフォーム取引透明化法（民） 個人情報保護法改正（民）
令和 3 年	個人情報保護法改正（官・民） ・ 個人情報保護条例の一元化 デジタル改革関連法（官・民） ・ デジタル庁設置法、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律
令和 4 年	マイナンバー法改正？（官・民）

「保護と利活用の両立」でより良い行政を

個人情報を利用してよいのかという戸惑い

- 公権力として住民等のデータを預かっているという立場
- そして何よりも「個人情報」と聞くと「保護を徹底しなければならない」という意識が強く、「個人情報を含むデータを利活用する」と言うと、不安を覚える自治体職員も
- かといって、個人情報保護は、個人情報を金庫にしまっておいて何にも使わないことを意味するものでもない
- 「個人情報保護」VS「データ利活用」ではだめ。これらを両立してより良い行政を目指していくべき

個人情報を利用してたり民間還元する意義

- 行政として、より良い住民サービスの向上、住民福祉の向上、効果的・効率的な行政運営を行っていく責務がある。これに個人情報が役立つのであれば、個人情報保護を前提として、データ利活用すべき
- 行政が持つデータは、行政事務のために、ひいては公益のために保有。行政だけが独占してよいというものではない。
- 行政の持つデータは、より良い社会・便利な社会を作っていく基礎ともなりうる。国や自治体が保有しているデータは本来は国民・住民のものであり、公的データの価値は国民・住民に還元しなければならないといえる。

目指す所：より良い行政・住民福祉向上

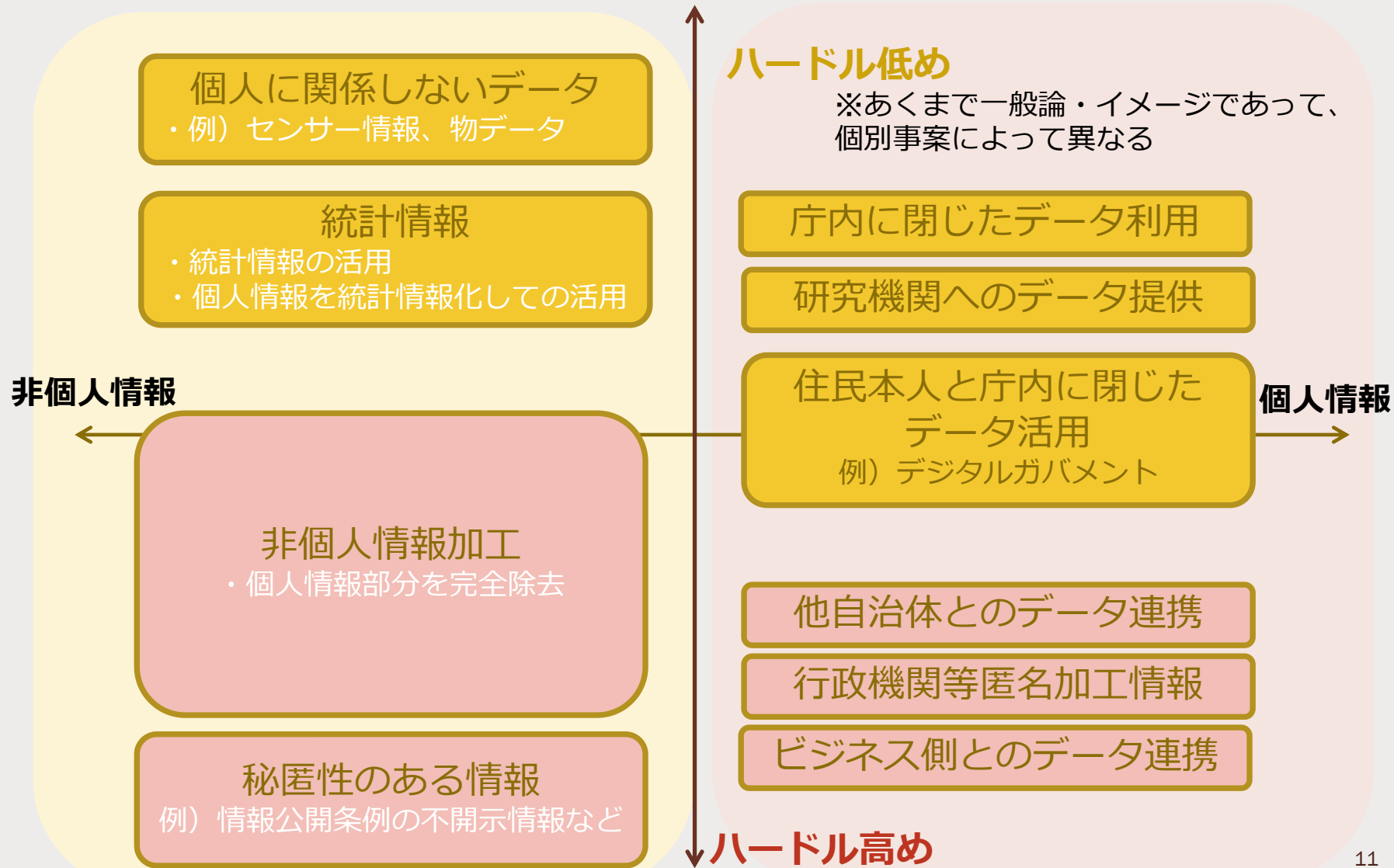
個人情報保護

データ利活用

パーソナルデータ利活用 の手法

どのような利活用パターンがあるのか

データ利活用のハードルレベルのマッピング

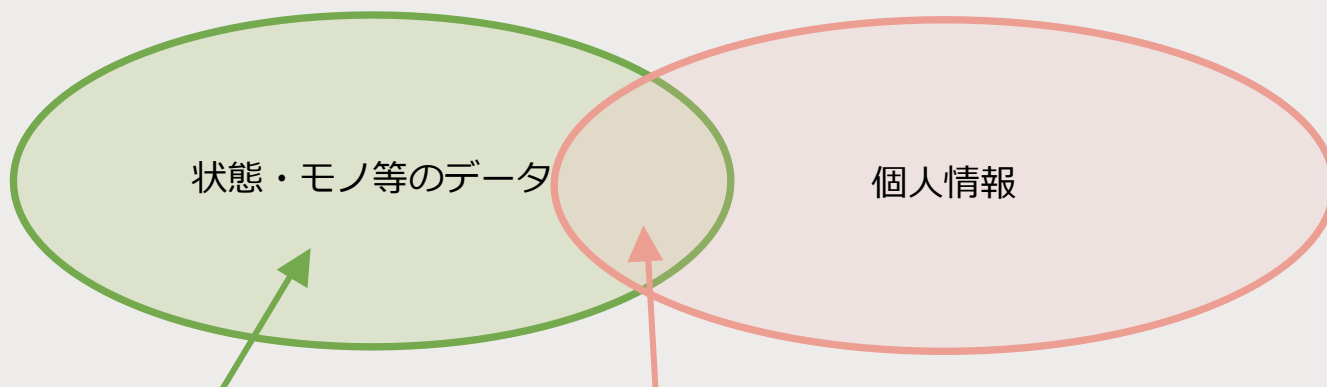


パーソナルデータ利活用 の手法

(1) 非個人情報

個人に関係しないデータ

- ◆ IoT時代には、個人情報以外のデータも大量に発生
- ◆ 状態・モノ等のデータであっても、個人情報に該当するものもあれば、そうでないものも
- ◆ AIで機械学習させるデータも、個人情報であったりそれ以外の情報であったりする
- ◆ オープンデータの多くは、個人に関係しないデータ
(もっとも、個人情報だけれども公開が予定されているような情報をオープンデータ化している例も良く見られる)



- 機械ログ、運行・走行情報
- 温度、湿度、センサー情報
- 地形、地図、測量情報
- 施設情報
- 生産過程、工事状況情報
- 等さまざま

- 人に関する情報であれば「個人情報」
- 例) 電力消費量であれば、それが誰の情報かわかれば「個人情報」
- 例) 車両運行情報であれば、乗客や運転手、通行人等、人に関する情報があって、それが誰の情報かわかれば「個人情報」

オープンデータ

名称	概要
オープンデータ • http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictriyou/opendata/opendata01.html • http://www.data.go.jp/	■ 行政機関等匿名加工情報と同様に、国・自治体等が保有する公共データ等をビジネスで活用できるようにする仕組み。 ■ オープンデータも行政機関等匿名加工情報も、原則として対象範囲に限定はないものの、オープンデータは、概して法令に基づく制度ではないため、人に対するデータというよりは、気象情報、地盤情報、運行情報、駅・バス停の位置情報、農水産物の栽培情報・検査情報・農薬情報、観光情報、公的施設情報などの、物・状態に対するデータがメインとも考えられる。行政機関等匿名加工情報は、法令に基づく制度のため、個人情報保護のための手当てが法令上整理されており、物・状態に対するデータも対象ではあるが、それよりもさらに人に関するデータを入手しやすい。 ■ オープンデータの場合は、「人が読む」という利用形態に適したデータではなく、機械判読に適したデータでなければならない。行政機関等匿名加工情報も、書面ではなく電子データで入手はできるものの、必ずしも機械での自動処理が容易な形式で提供されるものではない。 ■ 各行政機関・自治体等がどのようなデータを持っているかという「データカタログ」から入手したいデータを検索し、Webサイトから直接ダウンロードする方法によってデータを取得できる。

個人情報等の種類（例）

生の個人情報

氏名	住所	生年月日	性別	世帯年収	既婚／独身	子の有無
水町雅子	千代田区五番町2	1981/10/23	女性	300-400万	既婚	なし
水町雅男	千代田区五番町2	1984/05/03	男性	300-400万	既婚	なし
難波舞	千代田区霞が関3-1	1970/06/18	女性	800-900万	独身	なし
番号太郎	千代田区麴町1-2	1963/09/25	男性	500-600万	既婚	あり
千代田一郎	千代田区神保町2-3-5	1997/10/10	男性	5000万-5500万	独身	あり

抽象化情報

．． 世間的イメージの匿名化は「抽象化情報」の段階で、個人情報のまま

氏名	住所	生年月日	性別	世帯年収	既婚／独身	子の有無
—	千代田区五番町2	1981/10	女性	300-400万	既婚	なし
	千代田区五番町2	1984/05	男性	300-400万	既婚	なし
	千代田区霞が関3	1970/06	女性	800-900万	独身	なし
	千代田区麴町1	1963/09	男性	500-600万	既婚	あり
	千代田区神保町2	1997/10	男性	5000万-5500万	独身	あり

削除

番地以下削除

年齢・月齢情報を保持したうえで日の削除

個人情報等の種類（例）

行政機関等匿名加工情報

氏名	住所	生年月日	性別	世帯年収	既婚／独身	子の有無
—	千代田区五番町2	1981/10	女性	300-400万	既婚	なし
	千代田区五番町2	1984/05	男性	300-400万	既婚	なし
	千代田区霞が関3	1970/06	女性	800-900万	独身	なし
	千代田区麴町1	1963/09	男性	500-600万	既婚	あり
	千代田区神保町2	1997/10	男性	2000超	独身	あり

削除

番地以下削除

年齢・月齢情報を保持したうえで日の削除

上位・下位5%丸め処理

その他特異データの削除、ノイズ付加等があるが、データ状態等によって必要な加工が異なる

統計情報

・ ・ 個人情報ではない

住所	年齢構成	性別	世帯年収	既婚／独身	子の有無
千代田区五番町	高め（平均X）	男性55%	平均700万	既婚75%	あり55%
千代田区霞が関					
千代田区麴町					
千代田区神保町					

必ずしもここまで丸める必要はない

非個人情報加工

・ ・ 加工が難しい場合もある

- ・ 特に定義はなく、統計情報化も、非個人情報加工の一つともとらえられるが、統計情報化以外をここでは想定
- ・ 例えば、以下の加工などが考えられる
 - ✓ 個人情報とそれ以外を明確に切り離せるデータがあったとして、個人情報部分を完全に除去した加工をする場合（氏名・IDの削除だけではこれに当たらない！）
 - ✓ 行政機関等匿名加工情報化+α（元データに戻せないよう担保する等して非個人情報とする）

統計情報

- 統計情報を用いたデータ利活用では、以下のパターンがある
 - ①自分の自治体や他で公開等されている統計情報そのものを活用する
 - ②生データを統計情報化することで、個人情報ではなくさせ、個人情報ではなくなった統計情報を活用する
 - ②相当の例として、**姫路市や西宮市のデータ分析基盤**（後述）がある
- 条例上は個人情報のままで利活用できる場合でも、リスク低減・悪用防止等の観点から、統計情報を利活用することは有用
- 統計情報化する際、個人を識別できないようにする必要が絶対にある！
 - ・ 一人ひとりの個人に着目した分析・処分等是不可能的
 - 例）過疎地で一定の地帯に住民が少数しか居住していない場合
 - 例）滞納者の洗い出し
 - 例）特定の個人に対する行政処分等
 - ・ 統計情報化のルールについては、様々なルールがある。
自分の自治体のルールを確認し、自分の業務分野に関する統計の国等のルールも確認すると良い。
- 特定の個人を識別した形での分析・処分等をしたい場合は、「個人情報」の利用と整理しなければならない

秘匿性のある情報

- 秘匿性のある情報を絶対に利活用できないかといえば、そうではない
- 言いたいこととしては、「個人情報でなければ安心」というのは誤解であるということ
- 個人情報でなくても、機密性等の観点から、重要な情報は当然ある
- 個人情報への意識が高まった反面、個人情報以外であれば安心という誤解もあるので、注意を要する

パーソナルデータ利活用 の手法

(2) 個人情報

庁内に閉じた利用

庁内に閉じたデータ利用

概要

- ◆ 行政が保有している個人情報を含む業務データ等を、庁内に限り利用する庁内利活用の場合、基本的に、**地方公務員法上守秘義務を負った公務員が個人情報を取り扱う内部利活用**。また、個人情報保護条例/個人情報保護法では、**個人情報の「利用」と「提供」を分けている**。これらの点で個人情報の外部提供よりも、ハードルが低い。

利点

- ◆ 自治体の抱える**課題を解決**することができる
- ◆ データに基づく説得力のある行政が実現できる（**EBPM**、説明責任、透明性のある行政）
- ◆ 匿名加工と異なり、個人情報のままで良いので、誰の情報かわからなくさせる**「加工」処理の困難さの問題を解決**できる

個人情報保護条例/個人情報保護法

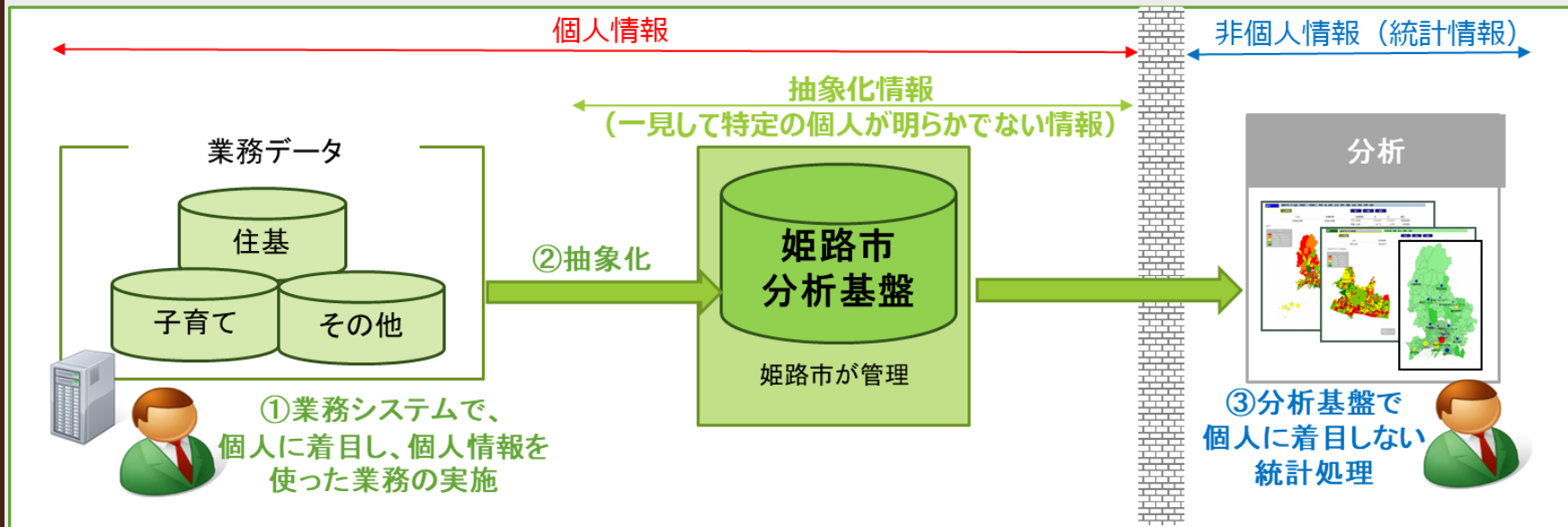
- ◆ 当然ながら、個人情報保護条例を遵守する必要がある
- ◆ 個人情報保護法、そして通常の個人情報保護条例であれば、個人情報の目的外利用は可能。プライバシー権に配慮することを前提に、公益の実現のための目的外利用をするということ。
- ◆ 従業者教育・監督は、当然ながら重要となる

庁内に閉じたデータ利用

■ 個人情報保護法

- 考えられる構成
 - ①目的内利用（法69条1項）：利用目的の範囲内の利用
 - ②所掌事務に必要・相当（法69条2項2号）
- （利用及び提供の制限）
- 第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
 - 一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - 二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
 - 三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。
- 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。
- 4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。

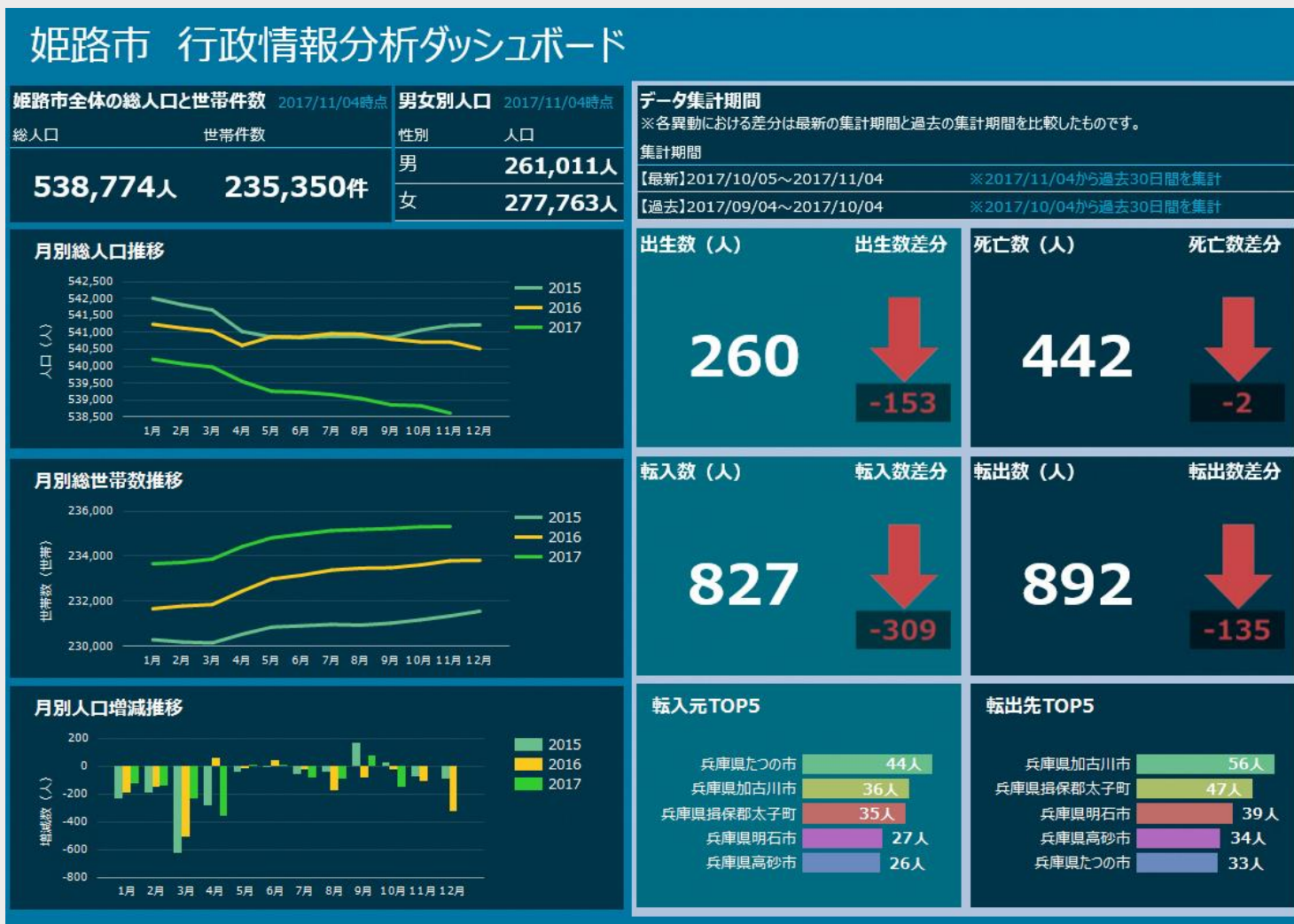
庁内に閉じたデータ利用の具体例 姫路市分析基盤



- ① 市では、行政サービス・業務を実施するために、住基情報、子育て情報その他の**業務データ**（個人情報を含む）を収集・利用・保管等しています。市職員は原則として自分の担当業務に必要な個人情報のみを取り扱っています。
- ② 業務データから氏名等を削除して、一見して誰の情報かわからないデータに加工します（**抽象化**）。抽象化した情報を分析基盤に取り込みます。
分析基盤上のデータを、職員等は直接閲覧・ダウンロード・印刷等することはできません。
- ③ 市職員は分析基盤を利用して、**統計処理**を行います。統計情報は非個人情報であり、個人に着目しない統計処理のみを行います。

庁内に閉じたデータ利用の具体例 姫路市分析基盤

※数値はダミーです



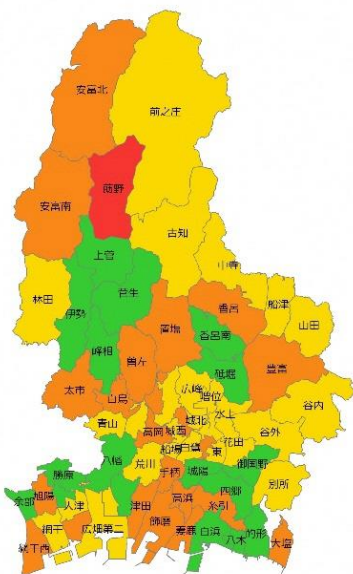
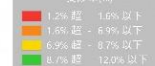
※数値はダミーです

【性別】男：女

【小学校区】城垣：水上；增位：立峰；城北：野里；城隍：城西；安堂東：安堂；舊南：南間西；營左：轉梅；白鼻：高山；太市：東；城東：白鵝；船場：城隍；手納：荒川；八木：糸引；白浪：倉庫；舊渡：錦岩；津田：美賀保；八種：広路；広路第二：大津；南大津：大津渡；網干：網干西；藤原：尾島；余部：船津；山田：雲道；谷内；谷外：花田；高富野：四郎；羽所：町形；大畑：林田；伊勢：荒島；坊崎：廣田；古知：前之庄；高野：上宮；宮生：舊宮；中寺：舊宮南；安藤南；安藤北；市外

TOPレポート

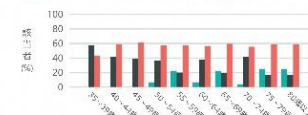
52.24(9%)



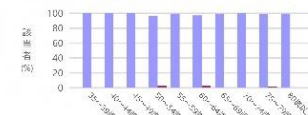
5 km
3 mi

性別	健診対象者数	受診者数	受診率
男	20,598	1,471	7.1%
女	17,444	1,594	9.1%
合計	38,042	3,065	8.1%

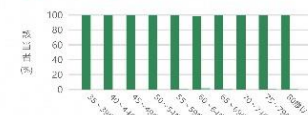
1:基团破当 2:予体群破当 3:非破当



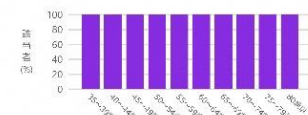
■ 5.6以上 ■ 5.6未満



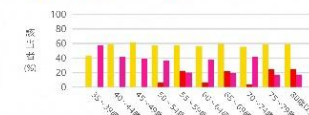
■ 130以上 ■ 130未満



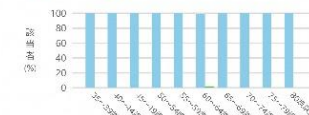
60未済



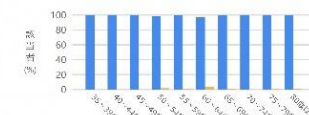
なし 積極的支援 強制的支援



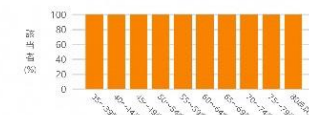
120以上 120未満



85以上 85未満



■ 弱酸性(±)以下



2018/04/10 18:58:19

庁内に閉じたデータ利用の具体例 姫路市分析基盤

■ **統計情報**という整理も可能ではある

- 業務データを統計情報化して利用

■ **個人情報**の**目的外利用**という整理も可能

- より丁寧な整理としては、目的外利用も考えられる

姫路市個人情報保護条例
(利用又は提供の制限)

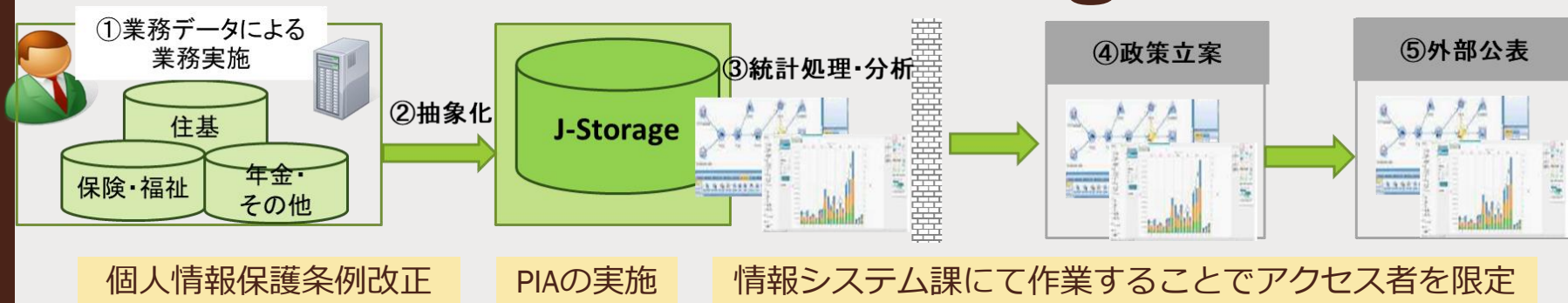
第9条 実施機関は、目的外利用(個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関内部又は実施機関相互間で利用することをいう。以下同じ。)(特定個人情報に係るものを除く。以下この条において同じ。)をし、又は外部提供(個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を実施機関以外のものに提供することをいう。以下同じ。)(特定個人情報に係るものを除く。以下この条において同じ。)をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(4) 実施機関がその所掌する事務の遂行に必要な限度で目的外利用をする場合であつて、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上必要があると認めるとき。

3 実施機関は、第1項第3号から第6号までの規定により、目的外利用等をしたときは規則で定める場合を除き、その旨を本人に通知しなければならない。

庁内に閉じたデータ利用の具体例 西宮市J-Storage



- ① 市では、行政サービス・業務を実施するために、住基情報、保険・福祉・年金情報その他の業務データ（個人情報を含む）を収集・利用・保管等しています。市職員は原則として自分の担当業務に必要な個人情報のみを取り扱っています。**個人情報がそのまま含まれた業務データはJ-Storageには登録しません。**
- ② 業務データから氏名等を削除して、一見して誰の情報かわからないデータに加工します（抽象化）。抽象化の**具体的手順を事前に定め**、かつ情報システム課のみが抽象化処理を行えるようにして、**適正な抽象化加工**を担保します。そして抽象化した情報をJ-Storageに登録します。
西宮市では**個人情報保護条例**を改正し、個人情報を分析用に抽象化して政策立案等に活用することを議会で民主的に議論しています。その上で、個人情報保護条例でも**分析用抽象化情報**について**個人情報に該当するとして罰則対象等として**、用途を踏まえた上で**可能な限り強い規制下**に置いています。
- ③ **市情報システム課職員はJ-Storageにて統計処理・分析**を行います。**外部委託**も一部ありますが、委託先にデータをそのまま渡すことはせず、委託先従業者は市に来訪しなければデータにアクセスできませんし、**人数も10名以下**と必要最小限に限定し、再委託禁止としています。
- ④ 市の一般職員は統計情報・分析結果を基に政策立案・業務改善等を行います。市の一般職員は統計情報・分析結果という非個人情報のみアクセスし、J-Storageや抽象化情報自体を直接閲覧・ダウンロード・印刷等することはできません。また抽象化情報は行政目的での内部利用や市の実施機関相互の提供に限定され、国、他団体、民間事業者等への外部提供は行いません。このようにして**J-Storageや抽象化情報自体にアクセスできる者を最小限に限定**しています。
- ⑤ **分析結果を外部公表する場合は、地域特性などを配慮して必要に応じてさらに抽象化加工**などを行います。

庁内に閉じたデータ利用の具体例 西宮市J-Storage

■ 統計情報という整理も可能

- 業務データを統計情報化して利用

■ 個人情報の目的外利用という整理も可能

- 目的外利用も考えられる

(保有個人情報の利用及び提供の制限)

第12条 実施機関は、法令等に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(2) 実施機関が法令等の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて合理的な理由のあるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めたとき。

■ 西宮市では条例改正

- 「分析用抽象化情報」を創出し、可能かなぎり強い規制下に

庁内に閉じたデータ利用の具体例 箕面市子供成長見守り

■ 定期的に子供の見守り判定を実施

- ① 生活困窮判定（生活保護、児童扶養手当（ひとり親家庭）、虐待相談等）
- ② 学力判定（学力偏差値、学力偏差値の変化）
- ③ 非認知能力等判定（社会性、自制心、やり抜く力、健康状態、家族・先生等とのつながり等）

■ データ

- ・ 生活保護情報、児童扶養手当情報、就学援助情報、虐待相談情報
- ・ 保健指導情報、医療費助成情報
- ・ 住基、学齢簿
- ・ 保育所、学童保育情報
- ・ 奨学金情報
- ・ 学力体力生活状況調査情報 等

■ 首長部局と教育委員会データを多種類利用

- ・ 姫路、西宮では、首長部局データの利用が原則として想定。
箕面は同一自治体内だが機関をまたがるデータ活用。
- ・ 箕面ではマイナンバーは利用していないが、教育委員会データと首長部局データの連携は、突合困難な場合もあるので、マイナンバーを利用すると良い（水町私見）。

https://www.soumu.go.jp/main_content/000620312.pdf 85ページ以降

庁内に閉じたデータ利用の具体例 箕面市子供成長見守り

■ 統計情報としては整理できない（統計ではない）

■ 目的外利用として整理

- 本件と別の事由（子どもに限らない貧困対策）から、個人情報保護条例改正済だった
- 「市の執行機関に置かれた附属機関の意見を聴いて実施機関が定める者について、その心身の保護又は生活の支援の目的のために必要があると認めた場合」においては、例外的に収集目的外利用と当該実施機関以外の者への提供ができる

庁内に閉じたデータ利用の例

その他の例

■ コミュニティバス路線

- コミュニティバス路線を決定する際に、子供や高齢者など他に交通手段を持たない住民等の利便性向上を目的として、子供や高齢者がどこに多く所在するか、子供や高齢者が向かう先はどこかを分析したり、商用交通手段の状況やコミュニティバス実証実験や住民アンケート結果を分析したりする。

■ 災害・防災

- 災害時や災害発生前に防災として、避難困難な障がい者や避難所生活に困難を感じている障がい者支援のために障がい者情報を分析して、災害対策政策を企画・立案する。

■ その他、様々な庁内に閉じたデータ利用は考えられる。

利用目的の考え方

- 個人情報保護というと、本人同意を取得しなければならない規制との誤解もあるが、個人情報保護条例の規律の要は「**利用目的**」
(条例によっては、収集目的、事務の目的という場合もある)
- 情報は、その内容や性質によって、一概に悪い、良いと決められるものではない

内容

- どのような内容かに着目する。例えば、名刺1枚とカルテ情報が同様の取扱いでよいのか。
- 要配慮個人情報、センシティブ情報、機微情報の議論につながる。
- しかし、病歴（要配慮個人情報）であっても、医療に必要であれば私たちは開示するし、医療従事者の間の共有や、医学研究者による活用も許容。ブログやSNSなどで病状を公開する人も。

文脈

- どのような文脈で個人情報が取り扱われるかに着目する。例えば、治療なのか、興味本位なのか。
- 利用目的の議論につながる。
- 名刺情報であっても、挨拶なのか、必要な情報の送付のためなのか、不要な勧誘電話のためなのか。
- 江沢民事件

検索性

- 利活用の程度、被害のおそれの程度に着目する。
- 個人データ、個人情報データベース等、マイナンバーの議論につながる。

利用目的の意義



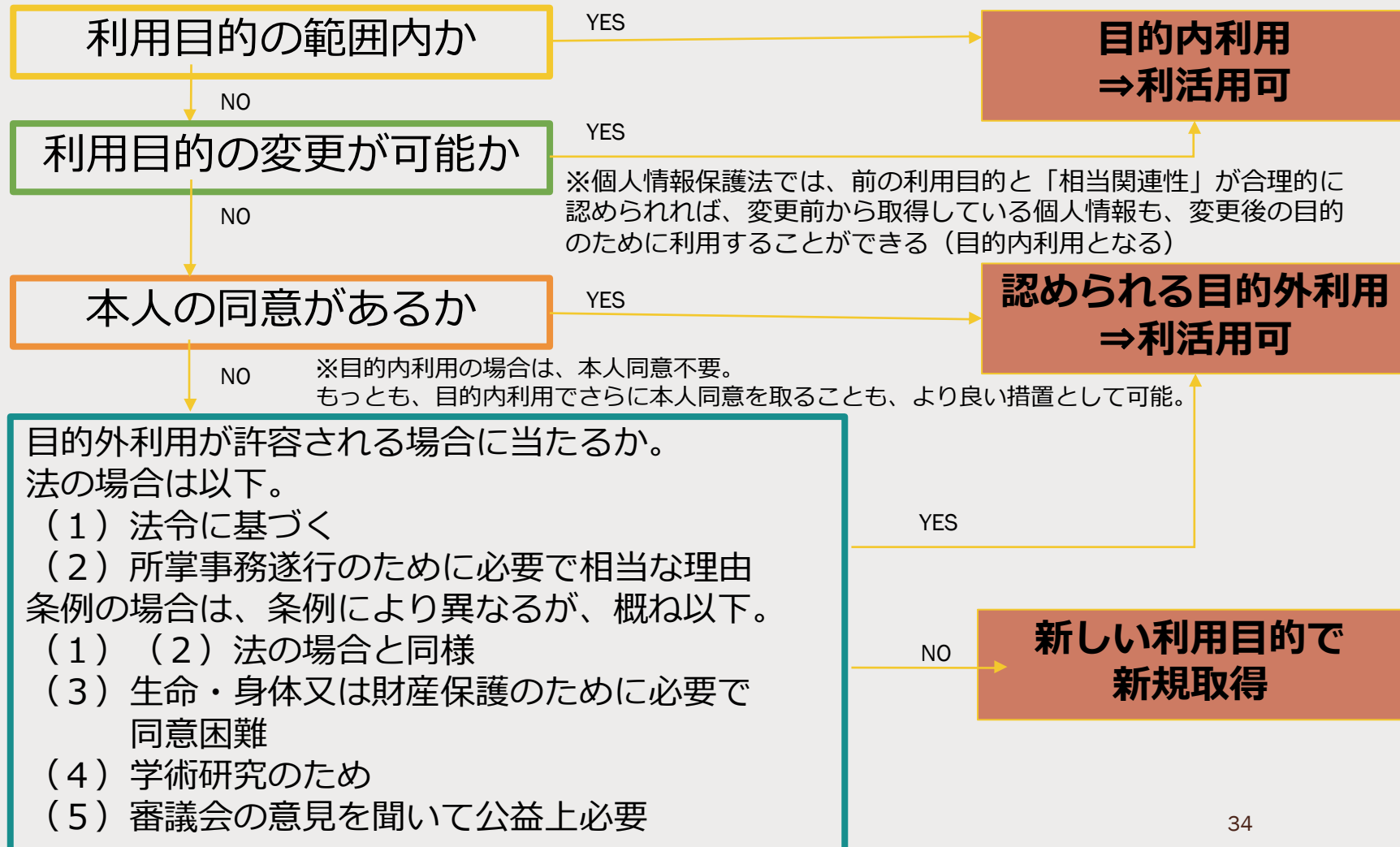
個人情報を
何のために聞かれているのか
何に使われるのかわからない
怖いかも・・・

個人情報を
このために使いますよ



- 「私の個人情報を何に使うのだろうか」
 - 「こんなつもりで使われるとは思わなかった」
 - 「こんなつもりで提供したわけではなかった」
- といった、誤解をなくす。本人がわかるようにする。

個人情報「利用」の検討フロー



解説 利用目的の確認

個人情報ファイル簿/個人情報取扱事務名の把握

- 利用目的は、個人情報ファイル簿に記載している（条例上は、個人情報取扱事務（登録簿）等の名称で、首長に登録し一般縦覧等している場合も）。
- そこで、活用したいデータを保有している個人情報ファイル簿名（条例上は、個人情報取扱事務名）を把握する。個人情報保護所管課で管理している場合も多く、またデータ保有課であれば、了知している事項と考えられる。
- 条文例）個人情報保護法 75 条 1 項・ 74 条 1 項 3 号、姫路市個人情報保護条例 7 条、千葉市個人情報保護条例 6 条

事務に記載されている利用目的の確認

- 個人情報ファイル簿名（個人情報取扱事務名）を把握したら、記載されている利用目的を確認する。

目的の範囲内かどうかを判断

- 当該データの利用目的の範囲内に、今回のデータ活用の目的が含まれるかを判断する。利用目的を見た際に、行いたいデータ活用が、通常人において想定・予見できるようであれば、一般に目的の範囲内と判断できるだろう。

解説 利用目的の確認

利用目的の変更を行うかどうかを判断

- 個人情報保護法の場合、従前の利用目的と「相当の関連性」を有すると合理的に認められる範囲であれば利用目的の変更可（法6 1条3項）。
- 個人情報保護条例の場合、利用目的を変更できるとしている場合も多い。変更について明文の規定を置く例もある。個人情報取扱事務の届出事項変更について規定を設け、利用目的の変更もそこに含める例もある。条文例）鹿屋市個人情報保護条例3条3項
- 例）「保育園関連事務」を利用目的としていた場合に「保育園・こども園関連事務」と利用目的を変更することが可能と考え得る。
- また、利用目的の範囲内とまでは断定できないものの、関連性がある利用目的について目的内利用を可能にするために、利用目的を変更することも一般的には考えられる。さらにいえば、利用目的の範囲内と考えられる目的であっても、利用目的をより明らかにする趣旨から、利用目的を変更することも考えられる。
- 利用目的変更が適法にできれば、利用目的変更前より保有していた個人情報も、新しい利用目的のために利用できる。そしてその利用は、「目的内利用」となる。
- 利用目的を変更する際に必要となる手続は、個人情報保護法の場合、個人情報保護委員会への事前通知、ファイル簿変更？である。個人情報保護条例の場合一般的には、本人同意や審議会諮問などは不要であり、個人情報取扱事務の変更の首長への届出・一般縦覧等とされている場合が多い。

※新規に取得する個人情報について

- 上記は、既に保有する個人情報についての解説である。新規に取得する個人情報の場合は、新たな個人情報の取扱いとして、個人情報保護法に従い、利用目的を特定（設定）し、個人情報ファイル簿を新たに作成する。この場合、新しい利用目的は、既存の関連事務の利用目的等によって、制限されるものではない。

解説 目的外要件の確認

目的外利用にかかる該当条項の確認

- 個人情報保護法の場合、法69条を確認する。
- 個人情報保護条例の場合、自団体の条例を確認し、目的外利用にかかる規定を確認する。当該規定で、どのような目的外利用が認められているか確認する。
- 一般的な個人情報保護条例では、次のような目的外利用が認められている場合が多い。
- このうち、庁内横断的なデータ利活用全般に際して適用できるものは、①「本人同意」、④「所掌事務」、⑥「公益又は区民福祉の向上」、⑧「審議会」と考えられる。

① 本人の同意があるとき

- ・ 本人の同意があれば目的外利用が可能
- ・ 例) 姫路市個人情報保護条例9条1項

② 法令の定めがあるとき

- ・ 国会法104条に基づく各議院又は各議院の委員会への報告、刑事訴訟法197条2項に基づく捜査関係事項照会などでは、目的外利用が可能
- ・ 例) 姫路市個人情報保護条例9条2項

③ 個人の生命、身体、健康又は財産に対する危険を回避するため特にやむを得ないと認められるとき

- ・ 意識不明時、認知症対応、紛失物対応等のために特にやむを得ない場合には、目的外利用が可能
- ・ 例) 姫路市個人情報保護条例9条3項

④ 実施機関がその所掌する事務の遂行に必要な限度で目的外利用をする場合であって、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき

- ・ 地方公共団体は法令の定めるところにより公共性の高い事務を遂行している観点から、法令の定める所掌事務遂行に必要な限度で相当な理由があるときには、目的外利用が可能
- ・ 例) 姫路市個人情報保護条例9条4項

⑤ 出版、報道等により公にされている場合

- ・ 公開情報については、目的外利用が可能
- ・ 例) 港区個人情報保護条例18条1項3号

⑥ 公益又は区民福祉の向上のために特に必要な場合で、区民等の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき

- ・ 上記③・④と類似するが、公益や住民福祉向上のために特に必要な場合で、住民等の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるときには、目的外利用を可能とする例もある
- ・ 例) 港区個人情報保護条例18条1項4号

⑦ 専ら学術研究又は統計の作成のために利用する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき

- ・ 学術研究や統計作成のため、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるときには、目的外利用を可能とする例もある。このような統計利用が規定されていない場合は、本報告書ですでに述べた通り、「統計」として目的外利用規制の対象外とするか、または上記4による目的外利用と整理して、個人情報を利用することが可能。
- ・ 例) 東京都個人情報保護条例10条1項4号

⑧ 審議会の意見を聴いて公益上必要があると認めるとき

- ・ 審議会の諮問を経たうえで、実施機関が公益上特に必要があると認めるときには、目的外利用を可能とする例もある
- ・ 例) 姫路市個人情報保護条例9条6項

解説 目的外要件の確認

目的外利用が可能かどうかの判断

- 認められる目的外利用の要件を満たすかどうかを判断する。
- なお、「統計」や「目的内利用」として整理できる場合であっても、各地方公共団体の判断で、より丁寧な手続をとりたい場合や、利用目的の範囲内かどうか判断できない場合、利用目的の変更を行いたくない場合も、「目的外利用」として整理してもよいだろう。

解説 注意事項

利活用可となった場合も、以下の注意が必要である。

- **個人情報保護以外の法令等の確認**

例えば、個人情報保護法/条例以外に、地方税法やマイナンバー法（番号法）等の検討が必要になる場合がある。

- **利用／提供条件等の検討**

個人情報保護法/条例や他の法令上、適法に利用・提供できる場合であっても、更に利用条件や提供条件、提供先における利用条件等を付す必要がある場合がある。個人情報保護法でいうと、69条4項に相当する条件であり、条例でも姫路市個人情報保護条例11条などで規定されている。

具体的には、氏名を削除したデータを利用／提供する（氏名を削除しても個人情報のままの場合が多いが利用条件の一種として削除する）、提供先における利用者限定を付す等が考えられる。

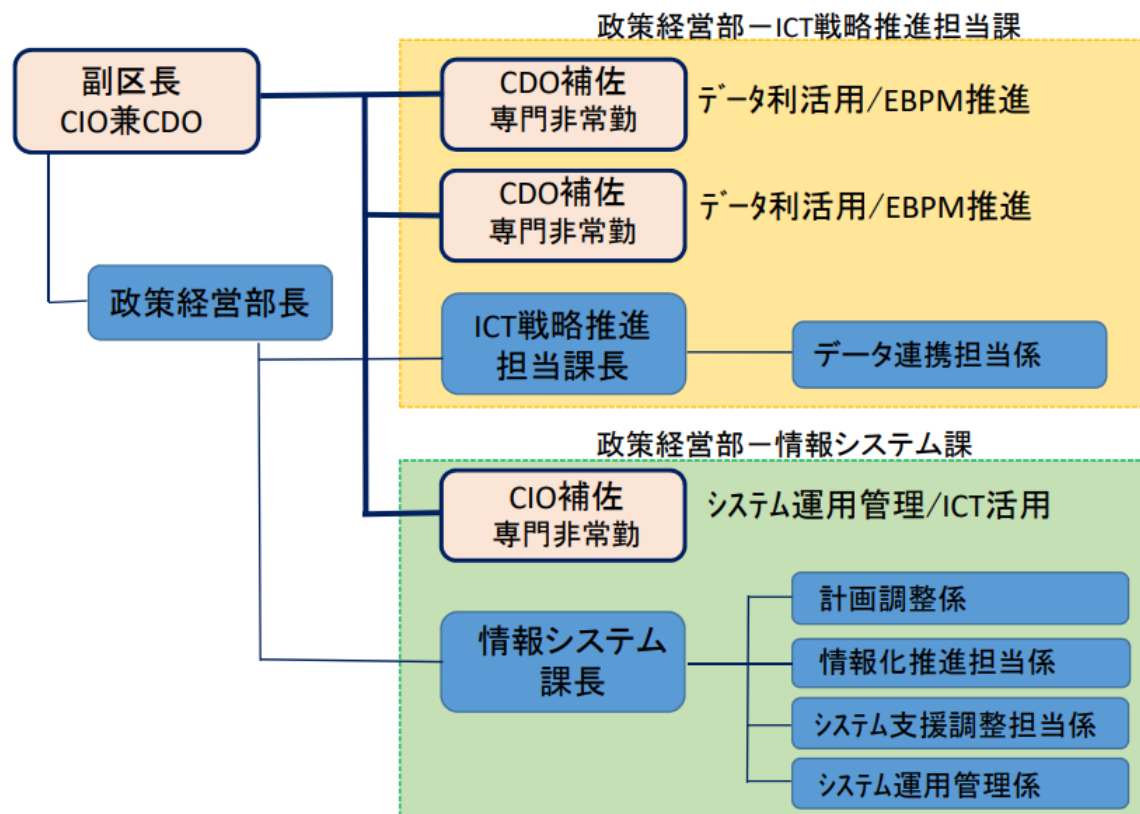
- **個人情報活用関係の庁内手続**

またフローではわかりやすさの観点から、同意を特出しして記載しているが、条例上の位置づけは目的外要件の一種であることがほとんどである。

研究機関へのデータ提供

具体例 足立区

足立区 ICT・データ利活用/情報システム管理 推進体制(30年度)



- 副区長をCDO（Chief Data Officer）、CDO補佐を専門非常勤職として設置
- 外部有識者会議も設置し、庁内データ利活用と、外部とのデータ連携などを図る

解説 提供

提供とは何か

- 庁内利用に限らず、提供行為を伴う場合は、提供規制についても合わせて検討する必要がある。
- 提供とは、**同一機関外*の者に（保有）個人情報 を渡す行為等**をいい、例えば他機関や議会に個人情報を書かれた書面を郵送したり、行政機関や他団体に個人情報記録されたデータを送付したり、本人に個人情報を書かれた書面を交付したりすることをいう。条例によっては、**自団体**以外の者へ渡す行為等を「提供」と定義・解釈したり、**自実施機関**以外の者へ渡す行為等を「提供」と定義・解釈していたりしている。
* 個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）Q 3 - 3 - 2
- 提供については、①**目的内提供**かどうか、**目的外提供の場合条例上認められる要件**を満たすかどうか（条例では②**オンライン結合規制**を満たすかどうか）主なポイントとなる。

目的外提供

- 利用規制と同様に、利用目的の範囲内か確認し、**範囲内**であれば目的内提供として認められる。範囲外であっても、変更可能な範囲内であれば、利用目的を変更し、目的内提供とすることができる。
- 目的外提供の場合は、法律上（条例の場合は条例上）、認められる要件を満たすかどうかを確認・判断する。

オンライン結合

- 個人情報保護条例では、オンライン結合について規制を置いている例がある。
- まずオンライン結合規制の規定が自団体の条例上設けられているか確認し、設けられている場合は、今回行いたいデータ活用が、条例にいうオンライン結合に当たるかを確認する。オンライン結合に当たる場合は、条例上オンライン結合が認められる要件を満たすかどうかを確認・判断する。

研究機関へのデータ提供

- 個人情報の「利用」ではなく「**提供**」になる
- 個人情報保護法の場合、「**学術研究目的のための提供**」が、目的外提供として認められている（法69条2項4号）
- 条例の場合、「**学術研究目的のための提供**」が、目的外提供として認められている例がある。認められていない条例もあるので注意。その場合は、審議会/審査会諮問を経ての提供が一般的か。

鹿屋市個人情報保護条例

（利用及び提供の制限）

第8条 実施機関は、法令又は条例に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（4）専ら統計の作成又は**学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき**。

（6）前各号に掲げる場合のほか、鹿屋市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年鹿屋市条例第18号）に規定する鹿屋市情報公開・個人情報保護審査会（以下「**審査会**」という。）の意見を聴いた上で、**公益上の必要その他特別の理由があると実施機関が認めるとき**。

- **公益性**が認められることが多いので、ハードルが低い場合が多い。もっとも、研究機関からさらに提供されたり、研究機関内でずさんな扱いがなされないよう、契約書を締結し、**個人情報の取り決め**を厳格に行うべきである。

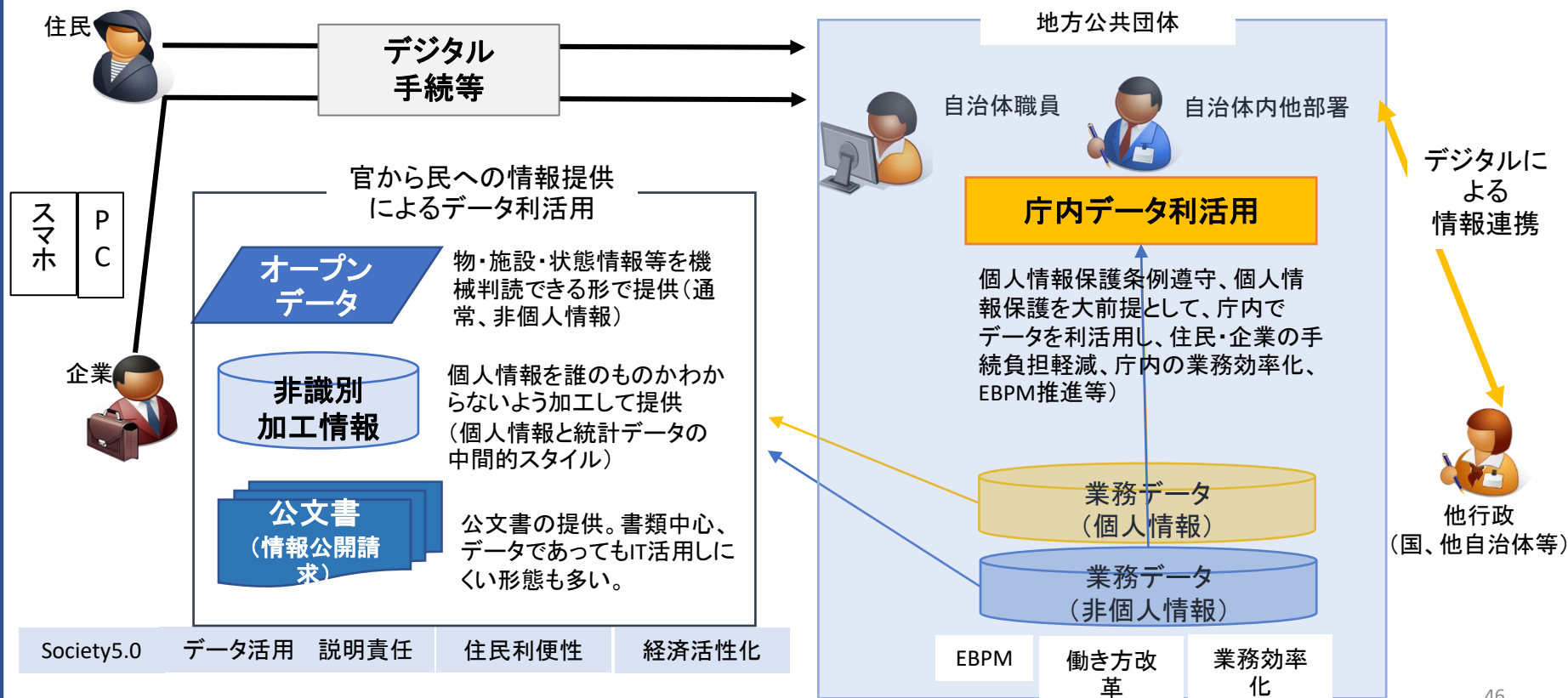
住民本人と庁内に閉じた データ活用

住民本人と庁内に閉じたデータ活用

- 個人情報の「利用」と「提供」になる
- 「利用」という側面については、法律上は、庁内に閉じたデータ利用と同様というか、それよりもハードルが低いはず。
この場合、**目的内利用**に当たる場合が多いし、
目的内利用に当たらなくても、一般論としては「**所掌事務のために必要で相当の理由**」（「**審議会/審査会諮問**」）が認められやすい。
- 「提供」という側面については、**本人提供**であるので、
目的内提供に当たったり、**目的外提供の規制対象外**であったり、**目的外提供として認められる**と考えられる。
- 法令上の整理というよりも、いかに**住民本人の利便性**を高める設計ができ、**庁内の効率化**が図れる設計ができるかが重要か

デジタルガバメント

手続をスマホなどから簡単・便利に、庁内・他行政とのやりとりをIT化で業務効率化



デジガバは、デジタル手続だけでも取り組めるし、デジタル手続にプラスして、さらに庁内に閉じたデータ活用と結びつけやすい。またさらに、オープンデータ、行政機関等匿名加工情報、情報公開請求などとも一緒に進めていくこともできる。

他自治体とのデータ連携

他団体とのデータ連携

- 「提供」に当たる。
- 他団体とのデータ連携であれば、個人情報保護法上は、「他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき」であれば認められる（法69条2項3号）。
- 条例の場合も、目的外提供として認めている例も多い。ただ、連携する団体によっては、条例が異なり、以下の規定がなかったり、「審議会/審査会諮問」で認められない場合もあるので、**他団体と自団体の条例や審議会/審査会事情**にも依存する。**必要性・公益性**をどこまで丁寧に論証できるか、また**リスクをどこまで低減できるか**が、重要。

姫路市個人情報保護条例

(利用又は提供の制限)

第9条 実施機関は、目的外利用(個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関内部又は実施機関相互間で利用することをいう。以下同じ。)(特定個人情報に係るものを除く。以下この条において同じ。))をし、又は外部提供(個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を実施機関以外のものに提供することをいう。以下同じ。)(特定個人情報に係るものを除く。以下この条において同じ。))をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(5) 国、独立行政法人等、**他の地方公共団体**又は地方独立行政法人に**個人情報を提供する場合において、個人情報の提供を受ける者が、その所掌する事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することに相当な理由のあるとき。**

- 条例の場合、「**オンライン結合規制**」「**本人収集原則**」についても、クリアする必要がある。「本人収集原則」は他のデータ利活用パターンでも同様に問題になり得る

匿名加工/仮名加工

行政機関等匿名加工情報

- 上記は、個人情報のままで、データを利活用する際のチェックポイントについて述べた。
- 行政機関等匿名加工情報は「**加工が適切にできるか**」が最重要
 - ✓ 加工スキルを十分持つ事業者へ委託することも一案
 - ✓ 次世代医療基盤法の大員認定事業者に、次世代医療基盤法とは別で、委託することも一案（加工スキルを持っているため）
- 行政機関等匿名加工情報の使い方
 1. 内部利活用
 - ✓ 令和3年個人情報保護法改正により、官にとっても匿名加工情報は非個人情報に。
 - ✓ 識別禁止となるが、その代わり、目的外利用や取得も制限なく可能に
 - ✓ 加工が難しいが、加工が適法にできれば、匿名加工情報の利活用の方が保有個人情報の利活用よりもリスクを大幅に軽減できる
 2. 民間提供（提案募集→審査→契約）

■ 旧行政機関個人情報保護法 : 目的外利用・提供原則禁止

- (行政機関非識別加工情報の作成及び提供等)

第四十四条の二 行政機関の長は、この章の規定に従い、行政機関非識別加工情報（行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この章及び次章において同じ。）を作成し、及び提供することができる。

2 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために行政機関非識別加工情報及び削除情報（保有個人情報に該当するものに限る。）を自ら利用し、又は提供してはならない。



■ 令和3年改正個人情報保護法 : 目的外利用可

- (行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等)

第百九条 行政機関の長等は、この節の規定に従い、行政機関等匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この節において同じ。）を作成することができる。

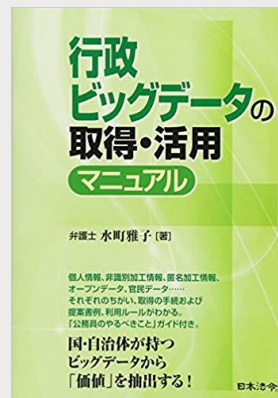
2 行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、行政機関等匿名加工情報を提供してはならない。

- 一 法令に基づく場合（この節の規定に従う場合を含む。）
- 二 保有個人情報を利用目的のために第三者に提供することができる場合において、当該保有個人情報を加工して作成した行政機関等匿名加工情報を当該第三者に提供するとき。

3 第六十九条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために削除情報（保有個人情報に該当するものに限る。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

行政機関等匿名加工情報

- 非識別加工情報時代の資料だが、詳細については以下の資料を参照
 - <http://www.miyauchi-law.com/f/170926hishikibetsu.pdf>
 - 水町雅子著『行政ビッグデータの取得・活用マニュアル』



仮名加工情報

- 民間事業者には有用な制度で、令和2年個人情報保護法改正で導入された
- 官では、リスク軽減のための一手段となる
 - 仮名加工情報自体の加工は、匿名加工情報と異なり簡単
 - 民だと、利用目的の変更が可能なため、事実上の目的外利用が可能（利用目的の変更、通知等は必要）
 - 官だと、そもそも目的外利用が民より容易。官では、仮名加工情報の作成も、もともとの利用目的の範囲内であれば適法だし、所掌事務のために必要相当な目的外利用であれば適法。
 - 保有個人情報を利用するよりも、仮名加工情報の場合、リスクを軽減できる。また民間から仮名加工情報を取得することも可能。

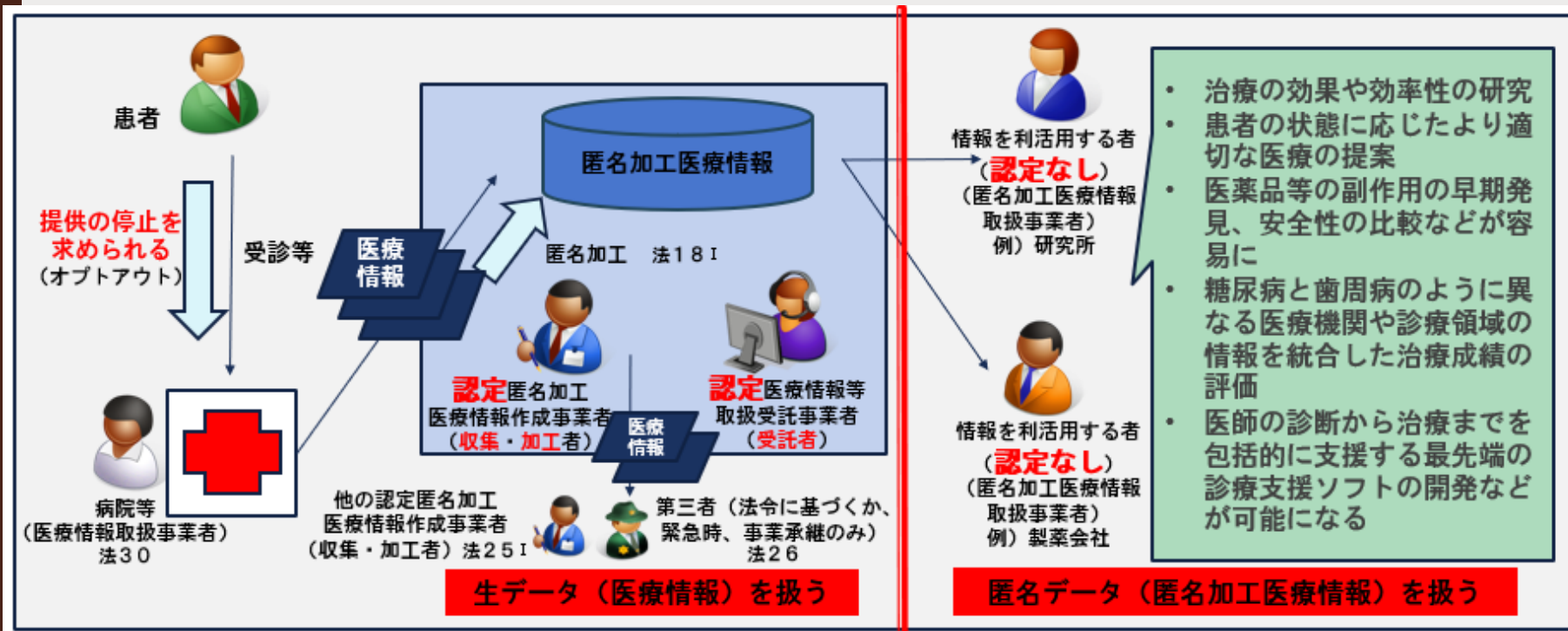
(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

- 第七十三条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第二百二十八条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。
- 2 行政機関の長等は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 3 行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに第四十一条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 4 行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 5 前各項の規定は、行政機関の長等から仮名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

次世代医療基盤法

次世代医療基盤法（医療ビッグデータ）

- 自治体にも関係がある法律
- 公立病院のカルテ情報、市町村国保や後期高齢のレセプト・健診情報、学校健診、障がい関連情報などを、より良い医療のためや医療の発展のために、個人のプライバシー権に配慮した上で役立てることができる法律
- 条例改正などは全く必要なく、現行の個人情報保護条例上、「法令の定めがある場合」に該当し、大臣認定事業者に提供可能
- 水町の個人的予測では、2021年以降ごろから、自治体でも話題になるかもしれない



次世代医療基盤法（医療ビッグデータ）

次世代医療基盤法のポイント

- ① 医療情報をそのままではなく、**匿名加工して誰の情報かわからなく**した上で研究開発などに役立てる
 - 万一漏えいしたり悪用されても、誰の医療情報かがわからないように厳格に匿名加工
 - 匿名加工方法は法律で定められていて、これを守らなければならない
- ② 患者本人は**拒否**することができる、患者が拒否すれば匿名加工医療情報を外部提供できない
 - いつでも拒否できることで、患者の権利を保障
- ③ **大臣認定**を受けた事業者しか匿名加工医療情報を作成・提供することはできない
 - 安全・的確に加工等できる能力をもった適切な事業者か大臣認定。認定後もチェック。
- ④ 大臣認定を受けた事業者から委託を受けた業者が不正行為等をしないよう、**外部委託先も大臣認定**を受ける必要がある
 - 不適切な事業者へ外部委託されないようにする
- ⑤ 大臣認定事業者には高い管理基準等が求められ、安全管理体制等を厳格に整備する必要がある
 - 一度大臣認定を取得すればよいというものではなく、**問題があれば大臣認定が取り消され、事業が継続できなくなりうる**

まとめ

個人情報保護法の主なチェックポイント

主なポイントは、次の通り。

★活用データの元々の**利用目的**は何か

★利用（庁内）の場合

- **目的内利用か目的外利用か**
- **目的外利用の場合、法令で認められる要件を満たすか**

★提供（庁外※条例によっては実施機関外を提供と整理するものもありうる）の場合

- **目的内提供か目的外提供か**
- **目的外提供の場合、法令で認められる要件を満たすか**
- **オンライン結合の場合、条例で認められる要件を満たすか**



住民・企業等とのアクション	制度
申請・届出・予約その他手続	デジタルガバメント ワンスオンリー ワンストップ - 効果：簡単・手軽な手続 - 留意点：手軽に使いやすい簡単な画面・手続にしないと、誰も使わない。費用対効果。
庁内・行政内	デジタルガバメント IT化で業務効率化 - 効果：迅速・無駄の少ない業務へ、業務効率化、働き方改革 - 留意点：BPRで業務の無駄を削減しないと、かえって業務量が増大。データ項目・データ形式・業務プロセスをよく確認しないと、デジタル化に適さないものもあり。
	庁内データ利活用 個人情報保護条例遵守・個人情報保護を大前提として、庁内でデータを利活用 - 効果：住民・企業の手続負担軽減（何度も同様の情報を取得しない、添付書類削減）、庁内の業務効率化（業務に必要なデータの迅速・正確な入手、庁内手続の簡素化）、EBPM推進（データに基づくエビデンスに基づく政策立案）等 - 留意点：個人情報保護条例遵守・個人情報保護が大前提。庁内の教育・研修（庁内データ利活用ができるという事実の教育、条例上のルールの教育等）



住民・企業等との アクション

制度

情報提供

オープンデータ 物・施設・状態情報等を機械判読できる形で提供。多くの場合は非個人情報。

- ・ 効果：便利なサービス・情報提供が可能に、民間の創意工夫の発現、経済活性化、住民利便性向上
- ・ 留意点：個人情報保護条例遵守・個人情報保護が大前提。民間ニーズに合ったデータを豊富に定期的に提供。

非識別加工情報 個人情報を誰のものかわからないよう加工して提供。個人情報と統計データの中間的スタイル。

- ・ 効果：便利なサービス・情報提供が可能に、民間の創意工夫の発現、経済活性化、住民利便性向上
- ・ 留意点：加工処理が難しい（→国にて加工組織の立法化を検討予定）

情報公開 公文書の提供。書類中心、データであってもIT活用しにくい形態も多い。

- ・ 効果：開かれた行政、説明責任、経済活性化、住民利便性向上
- ・ 留意点：オープンデータ、非識別加工情報などと整合する制度に進化していく必要あり（類似制度が何種類であっても、庁内の負担増、住民・企業にとってもわかりづらい）

参考

参考URL

自治体向け

- 総務省「地方公共団体におけるデータ利活用ガイドブック」
http://www.soumu.go.jp/main_content/000551807.pdf
- 非識別加工情報
<http://www.miyauchi-law.com/f/170926hishikibetsu.pdf>
- 自治体におけるプライバシーと情報管理～一般的な個人情報保護条例の理解～
http://www.miyauchi-law.com/f/180123jichitai_hogo.pdf
- 国のIT・データ活用戦略と法律トレンド
～行政ビッグデータ（オープンデータ、非識別加工情報、官デ法）・医療ビッグデータ・デジタルファースト・DPIA等～
http://www.miyauchi-law.com/f/190320data_and_IT_gov_strategy.pdf
- 自治体向けデータ利活用手引き
http://www.miyauchi-law.com/f/180713jichitai_datarikatsuyou.pdf
- 医療ビッグデータ法の詳細概要
<http://www.miyauchi-law.com/f/170828iryobigdata.pdf>

民間向け

- パーソナルデータのビジネス利活用
～匿名加工情報と非識別加工情報の活用例と手続～
<http://www.miyauchi-law.com/f/180117businessrikatsuyou.pdf>

全般

- ITをめぐる法律問題について考えるブログ
<https://cyberlawissues.hatenablog.com/>

マイナンバー、個人情報、IT/ICT、国との交渉、行政法務全般、企業法務全般、条例策定支援その他に関するお問い合わせ、ご相談がありましたら、
お気軽にどうぞ

<http://www.miyauchi-law.com>

宮内・水町IT法律事務所

弁護士 水町 雅子

電話 → 03-5761-4600

メール → osg@miyauchi-law.com